

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「全ての生徒が互いの違いを認め合い、人権を尊重し安心して学校生活を送れる」ことを、授業やHRを通じて取り組めるよう、人権教育にも重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合にあっても、学校いじめ対策組織で、法に定められた「いじめの定義」に照らしていじめの認定を行う必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

名称 「いじめ対策委員会」

(1) 構成員

准校長、教頭、首席、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事
人権教育推進委員長・養護教諭

※必要に応じて各学年主任、担任が委員に加わる。

※委員会の判断で、支援コーディネーター・スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）の支援を依頼することがある。

(2) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

布施高等学校（定時制の課程） いじめ防止年間計画					
	1年	2年	3年	4年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 始業式「いじめのない学校を目指して」人推	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 始業式「いじめのない学校を目指して」人推	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 始業式「いじめのない学校を目指して」人推	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 始業式「いじめのない学校を目指して」人推	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 校外学習	校外学習	校外学習	校外学習	保護者総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進）
7月	第1回いじめアンケート実施 全校集会「夏季休業中の注意事項」生指	第1回いじめアンケート実施 全校集会「夏季休業中の注意事項」生指	第1回いじめアンケート実施 全校集会「夏季休業中の注意事項」生指	第1回いじめアンケート実施 全校集会「夏季休業中の注意事項」生指	生徒情報収集 第2回委員会（状況報告と取組みの検証）
9月	個人面談 体育祭	個人面談 体育祭	個人面談 体育祭	個人面談 体育祭	教育相談週間 上半期のいじめ状況調査
10月	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） 第2回いじめアンケート実施	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） 第2回いじめアンケート実施	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） 第2回いじめアンケート実施	保護者懇談週間（家庭での様子の把握） 第2回いじめアンケート実施	生徒情報収集 第3回委員会（状況報告と取組みの検証）
11月	文化祭	文化祭	文化祭	文化祭	
12月					
1月					
2月	第3回いじめアンケート実施	第3回いじめアンケート実施	第3回いじめアンケート実施		生徒情報収集 第4回委員会（状況報告と取組みの検証）
3月					第5回委員会（年間の取組みの検証）

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ対策委員会は、（各学期の終わりに、など）年4回、検討会を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

※P D C Aサイクル・・・教育に対する一連の活動を、それぞれ P l a n ⇒ D o ⇒ C h e c k ⇒ A c t i o n（P D C A）という観点から管理したもの。

- ①P l a n：まず教育目標を設定し、実現するための具体的な行動計画を作成する。
- ②D o：取り組むための組織の仕組みとそれぞれの果たす役割を決めて人員を置き、それぞれの構成員の動機づけを図りながら、当委員会が具体的な行動を指揮・命令する。
- ③C h e c k：年度途中で活動の成果について、アンケート結果等を参考に数値化し評価する。
- ④A c t i o n：必要に応じて行動計画や具体的な行動・方法に修正を加える。

一連のサイクルが終われば、反省点を踏まえて再計画へのプロセスへ入り、次年度も新たなP D C Aサイクルを進め、教育目標（いじめ対策）を達成していく。

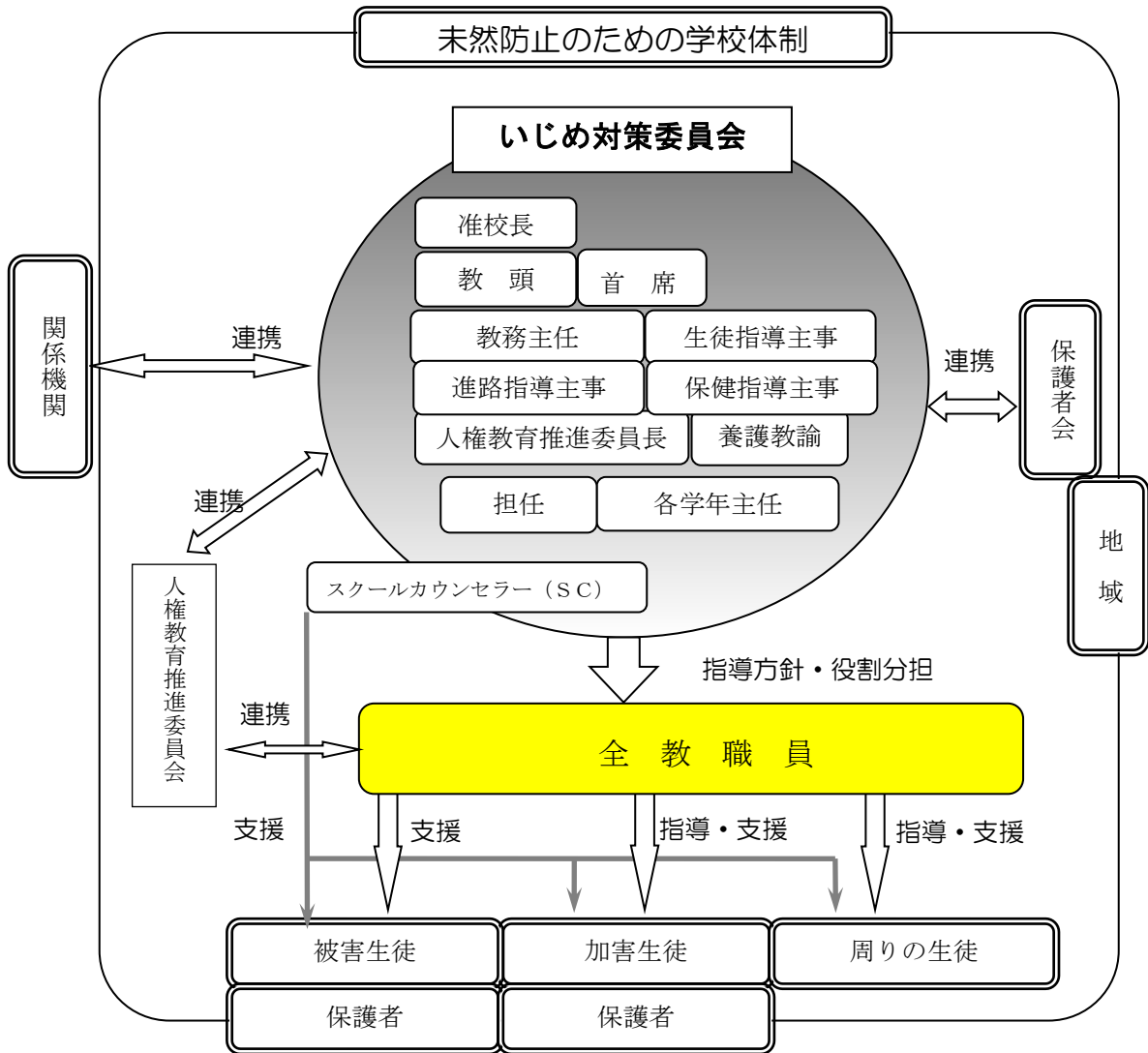
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、志学、特別活動、総合的な探究の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

(いじめに対する本校の体制)



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して理解を進めるための『教職員研修』を実施し、平素からいじめの発生しない環境作りに努める。

生徒に対しては、4年間を通じていじめに対する理解を深め、互いに思いやり、安全に過ごせる学校にできるよう、いじめに対しても人権学習に努める。

- ・児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論する等、生徒が自らいじめの防止に資する活動に取り組むよう指導する。
- ・学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。
 - 教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応となる。
 - 児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
 - いじめの加害者への支援につながる。
- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、関係者が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、HR活動や特別活動等で、コミュニケーション能力を高める取り組みを、4年間を通して、計画的に行っていく。目標として、それぞれの生徒の自尊感情を高めるために種々の取組みを行い、自尊感情を育成する環境作りに努める。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導する上で長い時間を費やす授業がストレスを発生させないように、また、それぞれの生徒が質問や意見を述べられるような環境になるよう、授業形態を工夫し、生徒が積極的に参加できる、分かりやすい授業づくりに努める。

分かりやすい授業づくりを進めるために、互いの授業を公開し、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにして、異なる専門教科の教員からも助言や指導が受けられるようにする。また、授業形態の工夫を行って、生徒一人一人が活躍できる集団作りを進めていく。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送る事ができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進められるよう努めて、生徒にかかるストレスを減少させる。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、友人関係、集団づくり、社会性の育成などが重要になる。そこで、年間を通じて社会体験を計画的に設け、この活動を通じて、ストレスに負けない自信を身に付けられるよう努める。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、『職員研修』を計画的に行い、間違った認識がある場合は改められる機会を設け、不用意な言動が行われないようにする。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、生徒会を中心とする取組みを行い、積極的に生徒が学校の活動に取り組めるようにして、自己肯定感を高める取組みを行う。

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、志学や総合的な探究の時間を利用して、教員が行う取組みはもちろん、外部からの人材による学習や講演も積極的に活用する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは生徒の些細な変化を見つけるのに役立つ事から、生徒の生活を把握するための生活実態アンケートなどを実施する事は有効である。また、個人面談や教育相談の機会を設ける事も考える。

定期的な教育相談としては、忙しい時などがあっても、できるだけ生徒の声に耳を傾けるよう努力する。また、聞いた内容は5W1Hを簡単にまとめ、後で情報を共有しやすいようにする。たとえば、出席をとるときに一人一人の顔を見て声を聞くということも大切なことである。クラスの様子は学級日誌の記述からもうかがえる。個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で交わされる文書等も活用する。養護教諭等の協力を得て、保健室の様子を聞くことも重要である。

- ・学年情報会議を毎月開き、生徒情報の集約を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

・学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るため、生徒の様子に変化が見られた時など、家庭連絡を行い、家庭で気になった様子はないかを把握するよう努める。また、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を作るよう努める。

(3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、『意見・相談箱』を職員室前に設置する。また、大阪府教育センターが行う「すこやかダイヤル」や大阪市が行う「24時間いじめ相談ダイヤル」は、教職員に直接話をするのをためらうような場合に役立つため、周知に努める。

(4) 保護者や生徒に相談体制を周知する方法として、入学式や始業式の行事や保護者懇談などの機会を利用し、積極的に努める。また、学校HPにおいても、相談体制を明示するように努める。

いじめへの取組みについては、いじめ対策委員会が中心となり、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、校内の情報管理ルールに従い、適正に対応する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、

真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメント（自らの力で問題や課題を解決する力を身に付けること）を図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、特別活動や教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7. いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

※この「学校いじめ防止指針」は、「いじめ対策委員会」とともに、平成26年1月31日より試行する。

※修正等の見直しを、いじめ対策委員会を中心に行い、職員会議での確認を経て、平成30年7月31日より施行する。

※修正等の見直しを、いじめ対策委員会を中心に行い、職員会議での確認を経て、令和2年7月31日より施行する。

※修正等の見直しを、いじめ対策委員会を中心に行い、職員会議での確認を経て、令和4年9月29日より施行する。

※修正等の見直しを、いじめ対策委員会を中心に行い、職員会議での確認を経て、令和5年7月6日より施行する。

いじめ対策委員会

(設置)

第1条 大阪府立布施高等学校（定時制の課程） いじめ対策委員会を設置する。

(趣旨および目的)

第2条 本会は、いじめ防止対策推進法に基づき、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、その対策についても適切かつ迅速におこなうことを目的とする。

(役割)

第3条 本会は、その目的を達成するために次の事項についての業務を行う。

- (1) 校内における『いじめ防止基本方針』を策定する
- (2) (1)の基本方針に基づく年間計画や取り組みを実施する
- (3) いじめに関する事象が生起した場合の対応を行う

(構成)

第4条 本会は次の委員をもって組織する。

准校長、教頭、首席、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事
人権教育推進委員長・養護教諭

※必要に応じて各学年主任、担任が委員に加わる。

※委員会の判断で、スクールカウンセラー（SC）の支援を依頼することがある。

(運営)

第5条 本会の委員会は教頭が担当し、不定期開催とする。

次のいじめに関する情報が入ったときは、必ず開催する

- (1) 人権教育推進委員会
- (2) アンケートによる
- (3) 教員・生徒から
- (4) その他、外部から

(その他)

第7条 本会は必要に応じて関係者と連携する。

附則 この規約は、平成29年9月1日から施行する。

第4条は、職員会議での確認を経て、平成30年7月31日より改定する。

第4条、第5条は、職員会議の承認を得て、令和5年7月6日より改定する。